

# 農地を転用するときは

## 農地法の許可\*が必要です！

農地法の農地転用許可基準では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により、農地を区分<sup>1</sup>しています。農業委員会では、農業上の利用に支障がない農地に限り、転用を許可しています。

### 農地転用とは…

農地を農地以外のもの（資材置場、駐車場、住宅地など）にすることです。農地を転用したり、転用のために売買等する場合には、原則として農地転用許可を受けなければなりません。

### 許可なく転用したら…

無断で農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。（農地法第51条）

また、違反転用には3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金という罰則の適用もあります。（農地法第64条、第67条）



【問合せ】  
静岡市農業委員会  
（事務局） ☎ 221-1140

イラストは、「平成24年度版農家相談の手引き」より引用

\* 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に「届出」をすれば許可は必要ありません。

<sup>1</sup> 農地区分については裏面参照

\*農地区分について

●農地転用許可の基準

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。

【立地基準】

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内的の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団農地で高性能農業機械での営農が可能な農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業（第1種農地の場合を更に限定）の用に供する場合等は許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内的の農地 ・市街地にある農地	原則許可

【一般基準（主なもの）】

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資力と信用があるか</li> <li>・転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか</li> <li>・遅滞なく転用されるか</li> <li>・他法令による許認可が得られる見込みがあるか ほか</li> </ul>
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の流出、崩壊等災害を発生させる心配がないか</li> <li>・周辺の営農条件に支障がないか ほか</li> </ul>
一時転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時転用後、耕作されることが確実か</li> <li>・所有権以外の権利設定か</li> </ul>